

仙台市運賃協議分科会設置要綱

(令和7年4月22日 総合交通政策部長決裁)

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項における国土交通大臣の許可を受ける事業において、同法第9条第4項の規定に基づき、同項に規定する運賃等について協議し、及び協議運賃（関係者間での合意の下、柔軟に設定された運賃をいう。以下同じ）に関し必要な事項を処理するため、仙台市地域公共交通会議設置要綱（以下「会議要綱」という。）第7条第1項に規定する分科会として、仙台市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 分科会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃、料金に関すること。

(組織)

第3条 分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 仙台市都市整備局総合交通政策部長
 - (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者
 - (4) 住民又は利用者の代表
- 2 分科会構成員の任期は、会議要綱第4条に準じる。

(会長)

第4条 分科会に会長を置き、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、都市整備局総合交通政策部地域交通推進課長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて分科会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、原則として出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり会議を招集するのが困難なときその他やむを得ない事情があるときは、委員に書面を送付し協議することをもって会議に代えることができる。

(公開)

第6条 分科会は、原則として公開とする。ただし、会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議した際は、この限りではない。

- 2 分科会に関する情報は仙台市のホームページ等を利用して公表する。

(協議結果の取扱い)

第7条 分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 分科会において協議が調った事項は、仙台市地域公共交通会議に報告する。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、都市整備局総合交通政策部地域交通推進課において処理する。

附 則

この要綱は、令和7年4月22日から施行する。

仙台市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

仙台市地域公共交通会議設置要綱（平成23年2月23日市長決裁）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 後
(分科会) 第7条 <u>交通会議は、必要に応じて分科会を設置することができる。</u> 2 分科会の構成員は、交通会議が必要と認める者で会長が指名するものとする。 — (庶務) 第10条 交通会議の庶務は、<u>仙台市</u>都市整備局総合交通政策部地域交通推進課において処理する。	(分科会) 第7条 <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の運賃等について協議するため、交通会議に運賃協議分科会を置く。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、交通会議は、必要に応じて分科会を置くことができる。</u> <u>3</u> 分科会の構成員は、交通会議が必要と認める者で会長が指名するものとする。 (庶務) 第10条 交通会議の庶務は、<u> </u>都市整備局総合交通政策部地域交通推進課において処理する。

附 則（令和7年4月22日改正）

この改正は、令和7年4月22日から施行する。